

令和5年度  
第6回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和5年9月12日開会

高松市農業委員会



令和5年度第6回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年9月12日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所11階 114会議室

出席委員 20人（委員総数24人）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔

欠席委員 4人

- 8番 森口 憲司
- 12番 真鍋 芳治
- 16番 河田 薫
- 20番 谷上 諭

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 副主 幹 古免 範彰
- 主任主 事 磯崎 美幸
- 主 事 溝渕 勝久

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第12号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について
- 議案第13号 農地法第3条関係事務処理要領の一部改正について
- 報 告 ア みどり豊かであるおいのある県土づくり条例16条第1項の規定による開発計画に対する事前協議の取下願について  
イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和5年度第6回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、8番森口委員、12番真鍋委員、16番河田委員、20番谷上委員の4名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び7番瀧本委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**磯崎主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番、2番は、第三者に所有権を移転するため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容は、農地法第3条第1項許可申請所有権4番のとおりです。

3番は、借入人の労力不足により、所有者自らが耕作するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。

1番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

転用の内容は、5条許可申請使用貸借1番のとおりです。

2番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

転用の内容は、5条許可申請所有権7番のとおりです。

3番、4番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

5番、6番は、転用予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について3件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題とい

たします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が敷地拡張のため、造成をしたところ、境界を把握していなかったため隣接農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が540.27平方メートルあります。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、周辺は住宅や事業所が多く、駐車場需要があったこと、また、申請地は狭小で自宅からも近く、管理しやすいことから、貸駐車場用地として転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、甥への貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接地の住宅を建築した際、住宅及び所有農地への進入路を造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が374.97平方メートルあります。

農地法第5条許可申請取下願1番に関連しています。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、昭和50年に先代が車庫及び物置を建築、また、母屋の一部を増改築した際に浄化槽等の排水施設を設置したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が530.48平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許

可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申し上げます。

議案書4ページを御覧ください。

本件は、令和5年6月20日付けで特定建築条件付売買予定地として農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしていましたが、転用計画の変更により許可申請の取下願があったものです。4条許可申請3番、5条許可申請所有権14番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、令和5年4月11日付けで露天資材置場拡張用地として農地法第5条第1項の規定による許可申請をしていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

2番は、令和5年3月31日付けで露天資材置場用地として農地法第5条第1項の規定による許可申請をしていましたが、契約の解除により許可の取消願があったものです。

3番は、平成17年1月27日付けで進入路用地として農地法第5条第1項の規定による許可申請をしていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。5条許可申請使用貸借4番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について3件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでもありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝淵主事** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、令和元年10月31日付けで、工場平屋建1棟として転用許可を受けていましたが、コロナ渦による社会経済の変化に伴い、工場計画を見直し、工場平屋建2棟と新たな事業計画に必要な研究棟3階建1棟に変更することと、併せて工事完了日を令和6年12月29日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。5条許可申請所有権16番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでもありますので、御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

**谷口委員** 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、瀧本委員と、私の2名で、本日、午前中に現地調査を実施しました。今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権移転案件2件です。今回は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地調査対象案件はありませんでした。内容につきましては、瀧本委員から報告申し上げます。

**瀧本委員** 現地調査員の瀧本でございます。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立川添小学校南東900メートルに在り、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内（おおむね3ヶ月以内）に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、国道11号線に近く、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第5条許可申請取下願1番に関連しています。

2番は、高松市立下笠居小学校南500メートルに在り、建築資材や鉄板・鋼材等の長尺物の販売を行っている転用事業者が、事業が好調で、資材を保管する既存の大型門型クレーンを設置しているストックヤードが手狭となり、業務に支障が生じていることから、これを解消するため、同様の大型門型クレーンを設置できる新たな露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が県道高松坂出線に近く、西側が高松市道に面し、交通の利便性が良く、また、本社事務所からも近く、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用道路が133.91平方メートルあります。

2番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、開発道路を介して東側の県道中徳三谷高松線に接し、交通の利便性も良く、周辺は、教育施設、商業施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が259.50平方メートルあります。

3番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、開発道路を介して西側の市道に接し、周辺は、教育施設、医療施設、商業施設もあり、分譲住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が24.88平方メートルあります。

4番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,220.99平方メートルあります。

5番は、現在の住居が家族の増員等により手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、

被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、幼稚園を運営する法人で、既存の駐車場が手狭なため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、介護施設を運営する法人が、既存の駐車場を返還するため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、交通のアクセスが良く、介護施設からも近く管理もしやすいため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知2番と関連しています。

8番は、菓子製造、販売等を営む法人が、倉庫の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在使用している倉庫の敷地を拡張するもので他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年に造成済みですが追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1207.00平方メートルあります。

9番は、不動産業を営む法人が、既存の不動産を賃貸住宅として利用するため、賃貸住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が405.42平方メートルあります。

10番は、不動産業を営む法人が、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、会計事務所を営んでいる転用者が、会計事務所の駐車スペースが不足しているため、新たな露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

13番は、不動産業を営む法人が、セブンイレブンにコンビニエンスストアを貸すため、貸店舗・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道塩江屋島西線に面し、交通のアクセスが良く、周辺には住宅が多く、通勤、通学客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,178.70平方メートルあります。

14番は、特別議案です。

15番の転用者は、墓地を管理する団体で、墓地を訪れるための駐車場不足しており、周辺の道路に駐車するときもあり、周辺の住民から苦情も上がってきているため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、墓地にも近く、管理がしやすいため転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、機械製造業を営む法人で、工場等の建築を行う際に通行するトラックの安全な通行のため、工場・研究棟敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道中徳三谷高松線、東側が市道に接し、アクセスが良く、本社からも近く、管理しやすいため転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可後の事業計画変更申請1番と関連しています。

17番の転用者は、既存の宅地に貸駐車場を整備するため、申請地を進入路として転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、国道11号線に近く、交通の利便性が良く、貸駐車場としての需要が見込まれるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が325.15平方メートルあります。

18番は、現在借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、特別議案です。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、現在、借家住まいで子どもの誕生を機に将来の事を考え、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道三谷香川線に接し、交通の利便性が良く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が50.95平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知1番と関連しています。

2番は、現在、借家住まいで、親の介護等の将来の事を考え、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が住宅団地に接し、実家からも近く、親の面倒や農業の手伝いができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番、現在借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となっていることから、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、東側が市道に接し交通の便が良く、学校等の教育施設も近くにあり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、分家住宅の井戸や排水路などを整備するため、給排水施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和3年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。5条許可取消願3番と関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権17件、使用貸借4件、計21件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**磯崎主任主事** 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明いたします。

議案書11ページを御覧ください。

所有権移転の案件について御説明いたします。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、にんにくを栽培するものです。

「全部効率利用要件」・「農作業常時従事要件」・「地域との調和要件」は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、所有者の農業廃止により、新規営農を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は、柑橘類等を栽培するものです。農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

3番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得

後は、水稻を作付けするものです。

4番は、一括贈与により、後継者が受贈するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。農地法第18条6項通知1番、2番に関連しています。

5番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、イモ類を栽培し、保育園児の芋ほり収穫等に活用するものです。

6番は、所有者である農地所有適格法人の農業廃止により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜等を栽培するものです。

7番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

次のページを御覧ください。

8番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻、野菜、みかんを栽培するものです。なお、取得予定農地については、その一部の現況が山林となっていますが、譲受人が耕作できるように整備し、耕作及び管理を続けることについて確約書を得ております。また、譲受人は土木工事等を行う会社の役員をしており、山林化した農地を再生する機械や技術を有しているものです。

9番は、所有者の労力不足により、隣接地に居住する親族で、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、なす、大根等を栽培するものです。

10番は、所有者の労力不足により、隣接地に居住し、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜や花を栽培するものです。

11番は、所有者の高齢化による経営縮小により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、みかんを栽培するものです。

12番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、びわを栽培するものです。

13番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、いちじく、びわ、野菜を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

14番は、所有者の耕作不便により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、さつまいもを栽培するものです。

15番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、ジャガイモ等の野菜を栽培するものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転15件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案書14ページを御覧ください。

1番は、平成9年頃から、4番は、平成5年頃からそれぞれ道路として、また、3番は、昭和53年頃から水路、道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、平成14年頃から、5番は平成10年頃から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森農地係長** 議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

御手元の資料1を御覧ください。

令和5年8月31日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題の無い旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について御説明いたします。

1ページの総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

6ページに、今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その

右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が 48 件、合計面積が 67,267.55 平方メートルです。なお、3 ページの番号 26 番につきましては、令和 5 年 4 月 28 日付で、高松市農業振興地域整備計画の変更について、高松市長から農業委員会に対して意見伺いがあり、同年 5 月 12 日に開催した、令和 5 年度第 2 回定例総会におきまして、「異議なし」との決定及び回答を行っていたところですが、最後のページの別紙のとおり、定例総会後の同年 5 月 17 日に申請代理人の行政書士から、計画内容の変更から、取り下げられていたものですが、この度、再度提出され、意見伺いがありましたので御報告するとともに、御審議いただくものです。

次に 7 ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り、農業振興に寄与するため、白地から青地に農用地区域へ編入するもので、1 件、面積合計が 1,370 平方メートルです。

以上議案第 10 号について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案 10 号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第 10 号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。

資料 2 を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するに当たって、8 月 22 日付で、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は 9 月 29 日となっています。

一枚めくっていただきまして、2 ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付の期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画(案)について御審議いただきますようお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 11 号については異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除についてを議案とします。  
事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第12号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について御説明申しあげます。資料3を御覧ください。

本件の対象農地については、令和3年に香川県農地機構が中間管理権を取得し、担い手に貸付けを開始しましたが、農地の水はけ等の状態が借り手の耕作目的に合わず、借受けを継続できない旨申出があり、借り手と香川県農地機構との間で合意解約が成立しています。

その後、香川県農地機構において、新たな借受人を探索するとともに、適宜、保全管理作業を行っておりましたが、2年が経過しても新たな借受人が見つからず、地域の担い手の状況を踏まえると今後も貸付けを行うことが困難と判断し、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について、香川県農地機構が県知事へ承認申請を行うにあたり、市農業委員会の意見を求められているものです。

資料を裏返していただいて2ページを御覧ください。

本件の農地機構への回答案としては「当該農地については、本市における担い手の確保状況など総合的な観点から、今後とも、担い手に利用権を設定することは困難であり、契約を解除することはやむを得ないものと判断する。」としております。

以上、議案第12号、農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について御審議いただきますようお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問等はございませんか。私の方から聞かせて貰っていいですか。これは農業委員会の意見書は必要なのか。中間管理機構が借り受けるのに了解して探しているのだけれども、2年経っても見つからないから無理だということに、農業委員会に対して照会が必要なのか。

**浮田農政管理係長** これは農業委員会の意見を徴することになっております。

**議 長** わざわざ回答する必要があるのか。

**浮田農政管理係長** 必要だと思います。

**議 長** 最初から機構が、これは受けられませんとしていたら照会も何もないけれど、一旦受けて耕作者を探してあげますとしておいて、出来なかつたら解除するというのを、わざわざ照会する必要があるのかと思う。

**浮田農政管理係長** 今回は、耕地の条件が借受人の条件に合わずに、直ぐに解約してしまったということになっていますが、これまで数件同じような案件が出てきたのは、大抵は借受人の方が病気になったりお亡くなりになったりして、作る人がいなくなって2年経ってやむを得ず解除したというケースが多かったと思います。最初から借受人が決まっていなければ、そもそも機構が借上げることもないのですが、一応最初は借り受ける人が居て、開始したけども上手く行かず、

別の借受人を探したけれど、途中で止めざるを得なかった状態のものでございます。

**議 長** この件については機構は責任がなくなりました。市の農業委員会へもちゃんと照会をして報告していますから、ということになるのか。

**浮田農政管理係長** そうということになります。

**議 長** そうということですので、分りにくくややこしい話ですけど、議案第12号については原案のとおり回答することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第12号については原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農地法第3条関係事務処理要領の一部改正についてを議案とします。

事務局の説明を求めます。

**森農地係長** 議案第13号 農地法第3条関係事務処理要領の一部改正について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

農地法第3条関係事務処理要領の一部改正についてでございます。

改正理由は2ページのとおり、令和5年9月11日付け、香川県農政水産部長からの農地法第3条関係事務処理要領準則の一部改正の通知に伴い、一部改正を行うものです。

1ページを御覧ください。

主な改正内容でございますが、まず、1の現地調査についてですが、デジタル化に対応するため、許可申請の内容審査のうち現地調査について、従来の現地調査に代えて、人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用することによる調査を行うことができる旨を記載すること。

次に2の申請等の記載事項の追加についてですが、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律が施行されたことにもない、農地法施行規則の一部も改正され、農地法第3条の規定により、農地の所有権を移転する場合の申請書等の記載事項として、国籍等が追加されました。これを受け、該当の様式について所要の改正を行うとともに、農地所有適格化法人の事業状況及び報告書については、具体的な記載事項が列記されているため、併せて改正するものです。施行日は、令和5年9月12日とするものです。

なお、改正前の様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができるものとし、改正後の事務処理要領の全文は、近日中に窓口に備え付けし、様式関係はホームページにも掲載予定です。

以上、議案第13号 農地法第3条関係事務処理要領の一部改正についての説明は以上でございます。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号 農地法第3条関係事務処理要領の一部改正については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** 議案第13号 農地法第3条関係事務処理要領の一部改正については承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

報告ア みどり豊かであるおいのある県土づくり条例16条第1項の規定による開発計画に対する事前協議の取下願について、事務局の報告及び説明をお願いします。

**溝渕主事** 報告ア みどり豊かであるおいのある県土づくり条例16条第1項の規定による開発計画に対する事前協議の取下願について御説明申しあげます。

資料5の1ページを御覧ください。

令和5年8月2日付けで高松市長から事前協議の取り下げについて通知がありました。これは、3ページのとおり、令和5年7月6日付けで協議者から香川県知事宛にみどり豊かであるおいのある県土づくり条例16条第1項の規定による開発計画に対する事前協議の取下願が提出されたことによるものです。取下げを行う所在地は、2ページの3、高松市西春日町字北山浦1063番44外2筆で、合計面積が0.7733ヘクタールです。取下げに伴い、令和5年4月11日付けで高松市長宛に発出した「開発意見に対する意見」も取下げになり、併せて、業者から農業委員会に提出されております土地開発協議書を返却するものです。

以上、報告ア みどり豊かであるおいのある県土づくり条例16条第1項の規定による開発計画に対する事前協議の取下願についての報告は以上です。よろしくお願いいいたします。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、次の報告案件に移ります。

次に、報告事項 イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

**森農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

お手元の資料6を御覧ください。

令和5年8月4日から同年9月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、7月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が5件、8月議決分といたしまして4条が11件、5条が21件、合計で4条が11件、5条が26件です。

許可保留件数につきましては、7月以前の議決分といたしまして4条が2件、5条が12件、8月議決分といたしまして4条が0件、5条が6件、合計で4条が2件、5条が18件です。

取下につきましては、5条関係の7月分で、1件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。令和5年4月議決分の5番が、経済産業省認可の名義相続変更により、許可保留になっております。次に、令和5年7月議決分の6番が開発許可により、許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

許可保留案件は、ありませんでした。

3ページを御覧ください。

次に5条関係です。

令和5年5月議決分の所有権8番が、表の右端の欄に記載にありますとおり、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用、用途廃止により、許可保留となっております。

次に、令和5年7月議決分の所有権5番、7番、14番、17番、18番、22番、24番、25番、27番、賃借権1番、2番が表の右端の欄に記載にありますとおり、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、史跡等現状変更、用途廃止により、許可保留となっております。

また、所有権15番が、事業計画の変更により、取下げとなっております。

4ページを御覧ください。

令和5年8月議決分の所有権1番、6番、8番、9番、10番、15番が、表の右端の欄に記載にありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

許可保留案件はありませんでした。

今回の許可状況についての報告は以上です。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和5年度第6回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時25分 閉会